

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																					
		1. 就学援助制度の周知方法																																																					
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																														
		ア、教育委員会のウェブサイトや平易な文面の掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の冊子に制度を記載	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ、学校の入学時に就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、教育委員会から世帯へ案内を送付	コ、その他	(2) (1)のコの内容					(4) (3)のオの内容・補足事項								(6) (5)のクの内容								(8) (7)の力の内容																						
179	179	124	76	92	57	104	117	175	7	28	29	29					1	10	162	1	5	5								67	41	75	0	0	1	0	8	8						73	1	92	78	2	19	19					
北海道	札幌市	○	○		○	○	○	○						○			○															○		○	○	○	○	全児童生徒の保護者に対して就学援助制度についての案内文を学校から配布してもらっている																	
北海道	函館市	○	○	○			○	○			○	市内の国公小中学校に通う児童生徒へ就学援助申請書を配付。申請を希望する市外の市立小中学校に通う児童生徒へ就学援助申請書を配付。							○						○									○																					
北海道	小樽市	○	○				○	○			○	就学時健康診断案内書類とともに、就学援助案内文書を配布								○													○		○	○																			
北海道	旭川市	○	○					○			○	小学校入学予定者がいる家庭へ毎年1月に教育委員会から就学援助制度の書類を郵送している。																				○		○	○																				
北海道	室蘭市	○				○	○	○			○	・市内関係課と連携を図り、他部署の受付窓口や相談員を介して相談や連絡があった場合はお知らせ文書の送付や制度の説明等を行っている。								○													○		○	○																			
北海道	釧路市	○	○				○	○		○	○	市有施設等に、就学援助制度を紹介するリーフレットを設置								○													○		○			○	すぐメールという、登録者全員にメールで情報を送信する仕組みにより、就学援助の申請もれを減らす試みを行っている。																
北海道	帯広市	○	○		○		○	○			○	1/1時点で認定されている準要保護者に対して、毎年2月中旬頃、次年度の申請書を郵送している。								○													○		○	○																			
北海道	北見市	○				○		○					○														○	新小学1年生が対象の新入学児童生徒学用品費の申請書については、申請を希望する者が教育委員会に直接提出						○		○	○																		
北海道	夕張市			○				○		○			○																				○																						
北海道	苫見沢市	○	○	○			○	○					○																					○		○																			
北海道	網走市	○	○	○			○	○					○																					○		○																			
北海道	留萌市	○		○			○	○					○													○	小学校入学予定者のうち、入学準備金の入学前支給を希望する場合は教育委員会に提出							○		○	○																		
北海道	苫小牧市	○		○			○	○					○																				○		○	○			○	申請対象かどうかに関わらず、小中学生がいる全世帯へ周知文書及び申請書を送付。周知文書内に市ホームページのQRコードを掲載し、詳細な制度内容を容易に確認できるようにしている。															

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																					
		1. 就学援助制度の周知方法																																																					
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																													
		ア、教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度掲載	ウ、就学案内の冊子に制度掲載	エ、就学案内の冊子に制度掲載	オ、学校説明会等で就学援助制度の周知	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時、就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配付	コ、教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付	その他	ア、申請締切を定め、申請の受付付け	イ、随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ、随時申請を受け付けており、随時申請の受付付け	エ、各学期で申請締切を定め、各学期開始から援助	オ、その他	(4) (3) のオの内容・補足事項						ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ、就学援助システムを併用して提出	ク、その他	(6) (5) のクの内容						ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる年度所得の目安額等を記載	エ、各費目の援助額や年間の総援助額の記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他	(8) (7) のカの内容												
179	179	124	76	92	57	104	117	175	7	28	29	29					1	10	162	1	5	5					67	41	75	0	0	1	0	8	8					73	1	92	78	2	19	19									
北海道	歌志内市		○			○	○	○			○	・新入学児の保護者全員へ制度周知の文書を送付。 ・進級児については、学校を通じて配布。							○										○																										
北海道	深川市	○	○	○		○		○			○	学校に依頼し、保護者への連絡ツールで制度を周知							○										○								○						○	学校給食費の未納が3カ月続いた世帯に、未納の通知と一緒に申請書を送付し、電話等で制度の説明をしている											
北海道	高良野市	○				○	○	○											○										○																										
北海道	釧路市	○	○			○		○											○										○																										
北海道	恵庭市	○	○	○				○											○										○																										
北海道	伊達市	○	○		○		○	○											○										○																										
北海道	北広島市	○	○	○		○	○	○											○										○	・申請を希望する者が市の出張所に提出 ・電子申請により提出								○	○																
北海道	石狩市	○	○	○				○											○										○																										
北海道	北斗市	○	○		○	○	○	○											○										○	前年度の就学援助の認定者で、継続して申請を希望する世帯については「学校もしくは教育委員会」、その他については「教育委員会」に提出するよう案内をしている。								○	○																
北海道	当別町	○			○			○											○										○																										
北海道	南幌町	○		○		○		○											○										○																										
北海道	松前町				○	○	○	○		○									○										○																										
北海道	福島町	○	○	○		○	○	○				○							○											○																									

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																	
		1. 就学援助制度の周知方法																																	
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)										
		ア、教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度掲載	ウ、就学案内の冊子に制度掲載又は就学案内の冊子とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、教育委員会から児童生徒へ家内を送付	コ、その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容										
		ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、学校も教育委員会にも提出	キ、就学援助システムを駆使して提出	ク、その他	(8) (7) のカの内容								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																	
		ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる年商所得の目安額等を記載	エ、各費目の援助額や年商所得の目安額等を記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他	コ、その他	(8) (7) のカの内容										(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																
179	179	124	76	92	57	104	117	175	7	28	29	29	1	10	162	1	5	5	67	41	75	0	0	1	0	8	8	73	1	92	78	2	19	19	
北海道	知内町			○		○	○	○							○				○												○	○			
北海道	木古内町		○	○		○	○	○		○					○				○													○			
北海道	七飯町	○		○		○		○							○				○										○		○				
北海道	鹿部町	○				○		○			○				○						○										○	○			
北海道	森町		○	○	○	○	○	○							○				○												○				
北海道	八雲町	○	○		○		○	○							○				○												○				
北海道	奥万部町		○			○		○							○				○													○			
北海道	江差町	○	○	○			○	○		○					○					○											○	○			
北海道	上ノ国町				○	○	○	○							○					○															
北海道	厚沢部町	○		○	○	○	○	○							○					○									○						
北海道	乙部町	○				○	○	○							○					○															
北海道	奥尻町			○		○	○	○							○				○												○				
北海道	今金町	○	○			○	○	○							○						○								○						

I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																	
1. 就学援助制度の周知方法																																																	
(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)												(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																								
ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載 イ. 自治体の広報誌等に制度を記載 ウ. 就学案内の冊子に制度を記載又は就学案内の冊子とともに配布 エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の冊子を配布 オ. 学校の入学説明会や就学援助制度の冊子を配布 カ. 入学時に就学援助制度の冊子を配布 キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の冊子を配布 ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布 ケ. 教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付 コ. その他												(2) (1) のコの内容					ア. 申請締切を設定し、期 間内の申 請のみ受 け付け イ. 随時 申請を受 け付けて おり、年 度当初分 から援助 ウ. 随時 申請を受 け付けて おり、随 切を過ぎ た申請の 場合は申 請月や定 月以降分 から援助 エ. 各学 期で申請 締切を設 定し、各 校開始の 日から援 助 オ. その他					(4) (3) のオの内容・補足事項								ア. 申請を希望する者が学校に提出 イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出 ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員 会に提出 エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出 オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出 カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校も教育委員会に提出 キ. 就学援助システムを使って提出 ク. その他								(6) (5) のクの内容					ア. 目につきやすいサイトや平易な文面の使用 イ. 漢字にはフリガナを付記 ウ. 援助対象となる年度所得の目安額等を記載 エ. 各費目の援助額や年間の総援助額の記載 オ. 外国語の申請書を作成 カ. その他					(8) (7) のカの内容	
179	179	124	76	92	57	104	117	175	7	28	29	29	1	10	162	1	5	5	67	41	75	0	0	1	0	8	8	73	1	92	78	2	19	19															
北海道	せたな町			○				○	○						○				○											○	○																		
北海道	島牧村			○				○		○					○					○										○			認定基準を詳細に周知																
北海道	寿都町			○		○	○	○							○					○								○		○																			
北海道	黒松内町			○	○	○	○	○							○					○								○		○	○																		
北海道	蘭越町			○	○	○	○	○							○				○																														
北海道	ニセコ町	○			○		○	○							○				○									○		○	○																		
北海道	真狩村			○				○							○				○																														
北海道	留寿都村	○	○		○	○	○	○							○				○												○																		
北海道	喜茂別町			○			○	○							○				○																														
北海道	京極町	○	○	○	○		○	○		○					○				○									○																					
北海道	倶知安町			○			○	○							○				○									○			○																		
北海道	共和町	○		○			○	○							○				○									○																					
北海道	岩内町	○		○	○	○	○	○							○				○											○	○																		

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																	
		1. 就学援助制度の周知方法																																																	
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																									
		ア、教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学援助制度の周知方法を掲載	エ、就学援助制度の周知方法を掲載	オ、学校の入学説明会や就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、教育委員会から児童生徒へ案内を送付	コ、その他	(2) (1) のコの内容					ア、申請締切を設け、期を定め、期間内の申請のみ受け付け	イ、随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ、随時申請を受け付けており、随時申請の場合には申請月や決定月以降分から援助	エ、各学年で申請締切を定め、各学年開始から援助	オ、その他	(4) (3) のオの内容・補足事項								ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ、就学援助システムを使って提出	ク、その他	(6) (5) のクの内容					ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる児童生徒の学年所得の目安等を記載	エ、各費目の援助額や年間の総援助額の記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他	(8) (7) のカの内容		
179	179	124	76	92	57	104	117	175	7	28	29	29	1	10	162	1	5	5	67	41	75	0	0	1	0	8	8	73	1	92	78	2	19	19																	
北海道	月形町							○			○	入学前支給の通知を別に郵送		○																		○	全児童生徒の保護者に文書で周知している。																		
北海道	涌臼町	○		○				○							○						○							○		○																					
北海道	新十津川町			○			○	○						○					○																○																
北海道	妹背牛町		○			○	○	○						○							○								○																						
北海道	秩父別町	○				○	○	○						○						○														○																	
北海道	雨竜町	○			○	○	○	○						○						○									○					○																	
北海道	北竜町			○		○		○						○						○													○					制度についての書類を配布し、更に説明を行っている。													
北海道	沼田町			○				○						○						○													○				・援助対象となる要件を記載 ・保健福祉課での相談対応において、該当になりそうな方を当該へ繋いでもらう等の横の連携														
北海道	鷹栖町	○	○			○	○	○	○					○						○														○																	
北海道	東神楽町	○		○		○		○						○						○									○		○	○																			
北海道	当麻町			○		○		○						○						○									○																						
北海道	比布町			○		○		○			○			○						○									○																						
北海道	愛別町			○		○		○			○	町のホームページに制度を掲載		○						○														○																	

都道府県	市区町村名																															
<中学校>（１）実施・検討状況について							<中学校>（２）（１）の力の内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）				<中学校>（６）（５）の工及びオの内容									
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ、入学前支給を行ったが、現在検討していない	エ、そもそも入学前支給を行う必要はないため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度初入学分）以前		イ、令和7年度（令和8年度初入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度初入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続等に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから		エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、他	その他						
179	179	179	0	0	0	0	0	0	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	11	48	105	7	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	札幌市	○								○									○													
北海道	函館市	○								○										○												
北海道	小樽市	○								○									○													
北海道	旭川市	○								○									○													
北海道	室蘭市	○								○									○													
北海道	釧路市	○								○										○												
北海道	帯広市	○								○									○													
北海道	北見市	○								○									○													
北海道	夕張市	○								○									○													
北海道	岩見沢市	○								○										○												
北海道	網走市	○								○										○												
北海道	留萌市	○								○										○												
北海道	苫小牧市	○								○										○												

都道府県	市区町村名																																	
<中学校>（１） 実施・検討状況について		<中学校>（２）（１）の力の内容					<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びオの内容										
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている						ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）			ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他				
179	179	179	0	0	0	0	0	0					179	0	0	0	0	0	0	0	1	7	11	48	105	7	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	歌志内市	○																						○										
北海道	深川市	○																						○										
北海道	南良野市	○																							○									
北海道	登別市	○																							○									
北海道	恵庭市	○																							○									
北海道	伊達市	○																								○								
北海道	北広島市	○																								○								
北海道	石狩市	○																								○								
北海道	北斗市	○																								○								
北海道	当別町	○																									○							
北海道	新篠津村	○																								○								
北海道	松前町	○																									○							
北海道	福島町	○																									○							

都道府県	市区町村名																															
<中学校>（１）実施・検討状況について							<中学校>（２）（１）の力の内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学期前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期							<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びその他の内容					
ア、入学期前支給を行っている	イ、入学期前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学期前支給を完了し、現在検討していない	エ、そもそも入学期前支給を行う必要はないため、入学期前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学期前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和６年度（令和７年度初入学分）以前		イ、令和７年度（令和８年度初入学分）	ウ、令和８年度（令和９年度初入学分）以降	エ、未定	ア、８月以前	イ、９月	ウ、１０月	エ、１１月	オ、１２月	カ、１月	キ、２月	ク、３月	ケ、４月初旬（入学期前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続等に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務負担量が増加するから	エ、（入学期前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他								
179	179	179	0	0	0	0	0	0	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	11	48	105	7	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	上川町	○								○											○											
北海道	東川町	○								○												○										
北海道	美瑛町	○								○											○											
北海道	上富良野町	○								○												○										
北海道	中富良野町	○								○												○										
北海道	網走市	○								○												○										
北海道	占冠村	○								○													○									
北海道	和歌町	○								○												○										
北海道	剣淵町	○								○													○									
北海道	下川町	○								○													○									
北海道	美深町	○								○													○									
北海道	稚子町	○								○													○									
北海道	中川町	○								○													○									

都道府県	市区町村名																													
<中学校>（１） 実施・検討状況について		<中学校>（２）（１）の力の内容						<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学期支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由 （あてはまるものを全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びオの内容					
ア、入学期支給を行っている	イ、入学期支給を行っていないが、現在検討はしている							ウ、入学期支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学やその費用を無償化しているため、入学期支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学期支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学期前）		ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学期支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他
179	179	179	0	0	0	0	0	0						179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	湧別町	○								○										○										
北海道	滝上町	○								○									○											
北海道	興部町	○								○							○													
北海道	西興部村	○								○									○											
北海道	雄武町	○								○									○											
北海道	大空町	○								○									○											
北海道	豊浦町	○								○										○										
北海道	壮瞥町	○								○										○										
北海道	白老町	○								○									○											
北海道	厚真町	○								○										○										
北海道	洞爺湖町	○								○										○										
北海道	安平町	○								○										○										
北海道	むかわ町	○								○										○										

都道府県	市区町村名																												
<中学校>（１） 実施・検討状況について							<中学校>（２）（１）の力の内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びオの内容			
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入学生用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前		イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転入した場合は対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他					
179	179	179	0	0	0	0	0	0	179	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	11	48	105	7	0	0	0	0	0	0
北海道	厚岸町	○							○											○									
北海道	浜中町	○							○											○									
北海道	標茶町	○							○											○									
北海道	弟子屈町	○							○											○									
北海道	鶴居村	○							○											○									
北海道	白糠町	○							○											○									
北海道	別海町	○							○											○									
北海道	中標津町	○							○											○									
北海道	標津町	○							○											○									
北海道	羅臼町	○							○											○									

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)でソ、タ又はナに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学給費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育(学級支援)の必要額測定に用いる保護基準額、又は同等の係数を(4)に記入してください。	ツ、市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)						
																				倍	倍						
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179	
北海道	札幌市	○	○	○			○								○		○			○	1			風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除されている者		0	
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	2			主たる生計維持者が会社都合により退職した場合は、特例措置により認定基準を緩和している。		0	
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1					0	
北海道	旭川市	○	○	○												○			○		1					0	
北海道	室蘭市	○														○			○		1					0	
北海道	釧路市																○		○		1					0	
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1			特定の要件に当てはまる場合は1.5倍を適用している。 例) 被災、病気による失業等		0	
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1					0	
北海道	夕張市																○				1					0	
北海道	苫見沢市															○					1					0	
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○					○	1			経済的な理由により学習用品費等の購入が困難な者		0	
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1					0	
北海道	苫小牧市																○				1					0	

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率	
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																										
ア、生活保 護法に基 づく保 護の停 止また は廃止																										
イ、市区 町村民 税の非 課税																										
ウ、市区 町村民 税の減 免																										
エ、国民 健康保 険料の 免除																										
オ、国民 健康保 険法の 保険料 の減免 または 徴収の 猶予																										
カ、児童 扶養手 当の支 給																										
キ、保護 者の職 業安定 所登録 労働者																										
ク、PTA 会費、 学納費 等の学 校納付 金の減 免が行 われて いる者																										
ケ、個人 の事業 税の減 免																										
コ、固定 資産税 の減免																										
サ、学校 納付金 の納付 状況の 悪い者 、昼食 、被服 等が悪い 者または 学習用品 等に不自由 している 者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの																										
シ、経済 的な理 由による 欠席日 数が多い 者																										
ス、保護 者の職 業が不安 定で、生 活状態 が悪いと 認められ る者																										
セ、生活 福祉資 金に基 づく保 護の停 止また は廃止																										
ソ、生活 保護の 基準に 一定の 係数を 乗じた もの(生 活保護 の基準 額を定 めている もの)																										
タ、生活 保護の 基準に 一定の 係数を 乗じた もの(生 活保護 の基準 額を定 めている もの)																										
チ、特別 支援教 育就学 援助費 の必要 額測定 に用い る保護 基準額 、又は 同基準 額に一定 の係数 を乗じ たもの																										
ツ、市区 町村民 税(所得 割)課税 最低限 度に一定 の係数 を乗じ たもの																										
テ、離職 や病気 等の理 由によ って家 計が急 変した 者																										
ト、その他																										
係数(倍率)																									係数(倍率)	
倍																									倍	
(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容																									(5) 補足事項	
令和6年度																										
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
北海道	島牧村	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
北海道	寿都町															○						1				0
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1			上記に当てはまらないが、経済的に困窮している場合に検討	0
北海道	ニセコ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	1			ひとり親世帯や長期にわたる病気療養中の者がいるなど特別の事情がある者については、1.5倍未満	0
北海道	真狩村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
北海道	留寿都村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
北海道	喜茂別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						1				0
北海道	京極町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1				0
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1			オについては、減免世帯のみ該当	0
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
北海道	岩内町	○	○	○	○	○	○			○				○			○					1				0

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																									(2) (1)で ソ、タ又は チ、ツに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛ける 係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 級費等の 学校納付 金の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者 、昼食、 給食、被 服等が悪い 者または 学習用品 等に不自由 している 者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一定 の係数を 掛けたもの (生活保護 の基準額が 変動すると 自動的に 要件が変わ るもの) (例：生活 保護の1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍率) を(4)に 記入してく ださい。)	タ、生活 保護の基 準額に一定 の係数を 掛けたもの (生活保護 の基準額を 参照して 定めるもの) (例：生活 保護の額(384 万円)、1.5倍 (455万円)等) 係数(倍率) を(4)に 記入してく ださい。)	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額測定に 用いる保 護基準額、 又は同基 準額に一定 の係数を 掛けたもの (係数(倍率) を(4)に 記入してく ださい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍等) 係数(倍率) を(5)に 記入してく ださい。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家計 が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)								
																				倍	倍								
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179			
北海道	泊村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0			
北海道	神恵内村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○						1				0			
北海道	横町町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○					PTA会費、学級費等、学校納付金の減免を受けている者で生活状態が特に悪いと認められる者、世帯更生資金の貸付を受けている者	0			
北海道	古平町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○		○		○	1				経済的理由により困っている。	0			
北海道	仁木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1				0			
北海道	余市町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○			○			1			特に教育長が必要と認める者。要綱上1.1倍以下の者と規定しているが、1.3倍以下の者についても特に教育長が認める者として認定している。	0			
北海道	赤井川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1				0			
北海道	南幌町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0			
北海道	赤井江町															○						1				0			
北海道	上砂川町															○						1				0			
北海道	由仁町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0			
北海道	長沼町															○			○			1				0			
北海道	栗山町	○	○	○	○	○	○				○	○				○						1				0			

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率					
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																									(2) (1)で ソ、タ又は 子に○をし た場合、生 活保護基準 額中に掛ける 係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)				
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者 、昼食、 被服等が 悪い者ま たは学習 用品等に 不自由し ている者 等で保護 者の生活 状態がき わめて悪 いと認め られるもの	シ、経済 的理由に よる欠席 日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変 わると自 動的に要 件が変わ るもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てください。	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額を参 照して算 出するもの) (例：生 活保護の 額(384 万円)、 1.5倍(455万 円)等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てください。	チ、特別 支援教育 が学級支 援の必要 と認めら れる保護 基準額、 又は同基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(係 数(倍率) を(4)に 記入し てください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0 倍、1.5 倍等)係 数および 倍率(5)に 記入して ください。	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項	令和6年度					
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179				
北海道	月形町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1					0			
北海道	涌臼町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1					0			
北海道	新十津川町																○					1					0			
北海道	妹背牛町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○					1					0			
北海道	秩父別町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○						1					0			
北海道	雨竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1					0			
北海道	北竜町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○						1					0			
北海道	沼田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1					0			
北海道	鷹栖町	○	○													○			○			1		児童生徒の在籍する学校長の意見により、教育委員会が調査の上、特別な事情があると認める者			0			
北海道	東神楽町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○		1		病気・事故・災害などにより学校の学習に必要な費用の負担が困難な方			0			
北海道	当麻町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○		1					0			
北海道	比布町	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○					1					0			
北海道	愛別町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						1					0			

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																									(2) (1)で ソ、タ又は ツに○をした 場合、生活 保護基準 額に掛ける 係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者、 給食費等 が安い者、 被服等が 安い者ま たは学習 用品等に 不自由し ている者 等で保護 者の生活 状態がさ わめて悪 いと認め られるもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認めら れる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を乗じた もの(生活 保護の基 準額が変動 するもの) (例：生活 保護の1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍率) (4)に記入し てください。	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を乗じた もの(生活 保護の基 準額が変動 するもの) (例：生活 保護の1.3倍の 額(394万円)、 1.5倍(455万 円)等) 係数(倍率) (4)に記入し てください。	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額に一定 の係数を 乗じたもの (係数(倍率) (4)に記入し てください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 乗じたもの (例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍等) 係数(倍率) (5)に記入し てください。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家計 が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)								
																				倍	倍								
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179			
北海道	上川町															○						1				0			
北海道	東川町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					1				0			
北海道	美瑛町	○	○	○	○	○	○				○				○	○						1				0			
北海道	上川町															○						1				0			
北海道	中川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1				0			
北海道	美瑛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0			
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1				0			
北海道	和寒町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1				0			
北海道	剣淵町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○		1		特に援助が必要であると教育長が認めた場合		0			
北海道	下川町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						1				0			
北海道	美瑛町	○	○	○	○	○	○												○				児童生徒の保護者が、下記(11)補足事項のいずれかに該当するもので教育委員会が定めた基準(収入額が生活保護基準以下)以内の者	①生活保護が停止若しくは廃止を受けた者 ②町民税の非課税若しくは減免を受けた者 ③個人事業税又は固定資産税が減免若しくは免除を受けた者 ④国民年金又は国民健康保険料(税)の減免若しくは徴収猶予を受けた者 ⑤児童扶養手当の支給を受けた者 ⑥生活福祉資金の貸付を受けた者 ⑦その他経済的理由により就学費用の負担が困難である者	0				
北海道	稚子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0			
北海道	中川町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○					1				0			

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率		
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																									(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者 、昼食、 被服等 が悪い者 または学 習用品、 通学用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がさわる て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等) (係 数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(384 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係 数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準額、 又は同 基準額に 一定の係 数を掛 けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等) (係 数および 倍率を(5) に記入し てください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額の一定 の係数を 掛けたも の(例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等) (係 数および 倍率を(5) に記入し てください。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 族が急変 した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)						
																				倍	倍						
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179	
北海道	梺加内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0	
北海道	増毛町	○	○		○	○	○			○	○				○	○				○		1			保護者（または家族）の失業や賃金の未払いまたは減額を受け たとき。 学校が児童生徒の生活状況や家庭の諸事情の調査等により、準 要保護が必要となき。 本人から経済的理由により生活が困窮していると申し出がある とき。	0	
北海道	小平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0	
北海道	苫前町	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○						1				0	
北海道	羽幌町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1				0	
北海道	切山別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0	
北海道	達来町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0	
北海道	天塩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				1				0	
北海道	猿払村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1				0	
北海道	浜頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1		その他委員会が特に必要と認める者		0	
北海道	中頓別町	○	○	○	○	○	○				○	○				○						1				0	
北海道	枝幸町	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1				0	
北海道	豊富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		1				0	

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
都道府県	市区町村名	ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学習用品 等に不自 由している 者等で 保護者の 生活状態 が支障を きたしてい るものと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 変わるもの)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(例：生 活保護の 額(394万 円)、1.3倍、 1.5倍等) 数(倍率)を (4)に 記入してく ださい。)	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の需要 額に一定 の係数を 用いる保 護基準額、 又は同 基準額に 一定の係 数を掛けた もの(例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍等) 数(倍率)を (4)に 記入してく ださい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍等) 数(倍率)を (4)に 記入してく ださい。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家族 が急変した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		倍	倍																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

都道府県		市区町村名		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率																																											
				(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																				(2) (1)でソ、タ又は 子に○をし た場合、生 活保護基準 額中に掛ける 係数(倍率)		(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)																																									
				ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止																				イ、市区 町村民税 の非課税		ウ、市区 町村民税 の減免		エ、国民 年金保険 料の免除		オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予		カ、児童 扶養手当 の支給		キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者		ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者		ケ、個人 の事業税 の減免		コ、固定 資産税の 減免		サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学習用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がさわる て悪いと 認められ るもの		シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者		ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者		セ、生活 福祉資金 による貸 付け		ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を乗じた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 変更され るもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等)(係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)		タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を乗じた もの(生 活保護の 基準額を 定めてい るもの) (例：生 活保護の 額(384 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係数 (倍率) を(4) に記入 してく ださい。)		チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額に一定 の係数を 乗じたも の(係数 (倍率) を(4)に 記入し てくだ さい。)		ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 乗じたも の(例：課 税最低限 度の1.0 倍、1.5 倍等)(係 数(倍率) を(4)に 記入し てくだ さい。)		テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者		ト、その他		係数(倍 率)		係数(倍 率)		(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	
倍		倍																																																																	
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179																																									
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○						1				0																																									
北海道	滝上町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1				0																																									
北海道	興部町															○						1				0																																									
北海道	西興部村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○					1				0																																									
北海道	雄武町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0																																									
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0																																									
北海道	豊浦町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		1		その他経済的理由で生活が困窮している		0																																									
北海道	壮瞥町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1				0																																									
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1				0																																									
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2				0																																									
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○		1				0																																									
北海道	安平町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1				0																																									
北海道	むかわ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0																																									

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率		
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																									(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者、 昼食、被 服等が悪い 者または 学習用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変わると 自動的に 要件が変わるもの) (例：生活 保護の1.3倍、 1.5倍等) (係 数(倍率) を(4)に 記入してく ださい。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額を参照して 定めるもの) (例：生活 保護の額(384 万円)、1.5倍 (455万 円)等) (係数(倍率) を(4)に 記入してく ださい。)	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額に一定 の係数を 掛けたもの (係数(倍率) を(4)に 記入してく ださい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍等) (係 数および 倍率を(5) に記入して ください。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家計 が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)						
																				倍	倍						
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179	
北海道	日高町																		○				1			0	
北海道	平取町																○					1				0	
北海道	新冠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1				0	
北海道	涌河町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1		経済的な理由により困窮している者			0
北海道	様似町		○				○														○			特別事情による生活困窮			0
北海道	えりも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0	
北海道	南ひだり町																○					1				0	
北海道	音更町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						2				0	
北海道	士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1				0	
北海道	上士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1				0	
北海道	鹿追町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						1				0	
北海道	新得町															○						1				0	
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○					1				0	

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率									
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																									(2) (1)で ソ、タ又は 子に○をし た場合、生 活保護基準 額中に掛ける 係数(倍率)		(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)		(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項		令和6年度	
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者、 昼食、被服 等が悪い 者または 学習用品、 通学用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変わると自 動的に要件が 変わるもの) (例：生活 保護の1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(4)に 記入してく ださい。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生活 保護の基 準額が変わると自 動的に要件が 変わるもの) (例：生活 保護の1.3倍の 額(384万円)、 1.5倍(455万 円)等) 係数(倍 率)を(4)に 記入してく ださい。)	チ、特別 支援教育 費の需要 額に一定に 用いる保 護基準額、 又は同基 準額に一定 の係数を掛 けたもの (係数(倍 率)を(4)に 記入してく ださい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定の 係数を掛 けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍等) (係 数および 倍率を(5)に 記入してく ださい。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家計 が急変した 者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	倍	倍											
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179								
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0								
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○		1				0								
北海道	更別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0								
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0								
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					2				0								
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						1				0								
北海道	池田町																○					2				0								
北海道	豊頃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1			長期療養、火災、交通事故等の不慮の災害により経済的に困っている者 保護者の失業、勤務先の倒産または賃金不払い等の理由により経済的に困っている者 その他特別な事情により著しく経済的に困窮している者	0								
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○						1				0								
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○		1				0								
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1				0								
北海道	浦幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0								
北海道	釧路町	○	○	○			○	○	○			○	○	○		○				○		1				0								

都道府県	市区町村名	3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率					
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																				(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度			
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民健康保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状況の悪い者、給食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額が変更となる場合、自動的に要件が変更されているもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額が変更となる場合、自動的に要件が変更されているもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育(学級支援)の必要額測定に用いる保護基準額、又は同等の係数を乗じたもの(係数を(4)に記入してください。)	ツ、市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を乗じたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。)	テ、離職や病気等の理由によって家族が急変した者	ト、その他				係数(倍率)	係数(倍率)	
																											倍
179	179	143	140	136	133	134	139	96	70	124	128	78	75	89	107	106	59	12	1	20	25	173	1	25	5	179	
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○					1					0
北海道	浜中町	○	○		○	○	○				○			○	○	○				○		1					0
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						1					0
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○					1					0
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1					0
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1					0
北海道	別海町																○					1					0
北海道	中標津町															○				○		1				・世帯の一人の疾病等に係る医療費等の支払により困窮し、世帯の収入が、生活保護法第8条第1項の規定により算定された要保護者の必要額の1.5倍に満たない者・災害、その他特別な事由により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	0
北海道	標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					2					0
北海道	羅臼町	○					○									○						2					0

[illegible]

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	札幌市	
北海道	函館市	
北海道	小樽市	
北海道	旭川市	
北海道	室蘭市	
北海道	釧路市	
北海道	帯広市	
北海道	北見市	
北海道	夕張市	
北海道	苫小牧市	
北海道	網走市	
北海道	留萌市	
北海道	苫小牧市	

		6. その他
北海道	市町村	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	稚内市	
北海道	美瑛市	
北海道	戸別市	卒業アルバム代等及びオンライン学習通信費の限度額を増額改定予定（卒業アルバム代等（中学校）：10,000円に増額、オンライン学習通信費（小中学校）：15,000に増額）
北海道	江別市	
北海道	赤平市	
北海道	紋別市	
北海道	士別市	
北海道	名寄市	
北海道	三笠市	
北海道	根室市	
北海道	千歳市	
北海道	滝川市	
北海道	砂川市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	歌志内市	
北海道	深川市	
北海道	恵良野市	
北海道	釧別市	
北海道	恵庭市	
北海道	伊達市	
北海道	北広島市	
北海道	石狩市	
北海道	北斗市	
北海道	当別町	
北海道	新穂津村	
北海道	松前町	
北海道	福島町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	知内町	
北海道	木古内町	
北海道	七飯町	
北海道	鹿部町	
北海道	森町	
北海道	八雲町	
北海道	奥万部町	
北海道	江差町	
北海道	上ノ国町	
北海道	厚沢部町	
北海道	乙部町	
北海道	奥尻町	
北海道	今金町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	せたな町	
北海道	島牧村	
北海道	寿都町	
北海道	黒松内町	
北海道	蘭越町	
北海道	ニセコ町	
北海道	真狩村	
北海道	留寿都村	
北海道	喜茂別町	
北海道	京極町	
北海道	倶知安町	
北海道	共和町	
北海道	岩内町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	沼村	
北海道	神恵内村	
北海道	横丹町	
北海道	古平町	
北海道	仁木町	
北海道	余市町	
北海道	赤井川村	
北海道	南幌町	
北海道	赤井江町	
北海道	上砂川町	
北海道	由仁町	
北海道	長沼町	
北海道	栗山町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	月形町	
北海道	涌臼町	
北海道	新十津川町	
北海道	妹背牛町	
北海道	秩父別町	
北海道	雨竜町	
北海道	北竜町	
北海道	沼田町	
北海道	鷹栖町	
北海道	東神楽町	
北海道	当麻町	
北海道	比布町	
北海道	愛別町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	上川町	
北海道	東川町	
北海道	美瑛町	
北海道	上川郡野田町	
北海道	中川郡野田町	
北海道	南川郡野田町	
北海道	占冠村	
北海道	和寒町	
北海道	剣淵町	
北海道	下川町	
北海道	美深町	
北海道	日高町	
北海道	中川町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	根室市内	
北海道	増毛町	
北海道	小平町	
北海道	苫前町	
北海道	羽幌町	
北海道	初山別荘	
北海道	遠別町	
北海道	天塩町	
北海道	猿払村	
北海道	浜頓別町	
北海道	中頓別町	
北海道	枝幸町	
北海道	豊富町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	礼文町	
北海道	利尻町	
北海道	利尻富士町	
北海道	幌延町	
北海道	美幌町	令和7年度より、地域移行を行ったスポーツ・文化活動に係る費用も「地域クラブ活動費」として対象にしております。 (内容は「クラブ活動費」と同様)
北海道	津別町	
北海道	斜里町	
北海道	清里町	
北海道	小清水町	
北海道	訓子府町	
北海道	釧路町	
北海道	佐呂間町	
北海道	遠軽町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	湧別町	
北海道	滝上町	
北海道	興部町	
北海道	西興部村	
北海道	雄武町	
北海道	大空町	
北海道	豊浦町	
北海道	壮瞥町	
北海道	白老町	
北海道	厚真町	
北海道	洞爺湖町	
北海道	安平町	
北海道	むかわ町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	日高町	
北海道	平取町	学校給食については、令和3年8月より無償化を行っております。
北海道	新冠町	
北海道	滝河町	
北海道	様似町	
北海道	えりも町	
北海道	美ひた町	
北海道	音更町	就学援助制度の運用について見直しを行い、令和7年8月から、認定期間を8月1日から翌7月31日まで（これまでの年度と同じく4月1日から翌3月31日まで）に変更し、運用を開始する。
北海道	士幌町	
北海道	上士幌町	
北海道	鹿追町	
北海道	新得町	
北海道	清水町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	身室町	
北海道	中札内村	
北海道	更別村	
北海道	大樹町	
北海道	広尾町	
北海道	幕別町	
北海道	池田町	特になし
北海道	豊頃町	
北海道	本別町	
北海道	足寄町	
北海道	陸別町	
北海道	浦幌町	
北海道	釧路町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
179	179	5
北海道	厚岸町	
北海道	浜中町	
北海道	標茶町	
北海道	弟子屈町	
北海道	鶴居村	
北海道	白糠町	
北海道	別海町	
北海道	中標津町	
北海道	標津町	
北海道	羅臼町	